

(市民の役割)

第5条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するよう努めるものとする。

2 市民は、市政に関心をもち、市民参加と協働の推進を通じて様々な公共の課題解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、地域社会の一員として自らの意見と行動に責任をもち、市民相互の合意形成に努めるものとする。

ルリルリ 今度は市民の担うこと

ルリ!

ブーナンおじいさん そのとおりじゃ。われわれ市民にも積極的なまちづくりへの参加が役割として示されたのじゃ。だけれがやってくれる、自分は関係ないといった考えを改めるときがきたのじゃな。

(市民参加の手続)

第6条 この条例における市民参加の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続(施策等の企画立案に当たり、施策等の趣旨や目的などを公表し、これについて提出された市民意見を考慮し、意思決定を行う手続をいう。)
- (2) 審議会、委員会等による調査及び審議
- (3) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座及びアンケートの実施
- (4) 共同研究(専門家の助言を受けながら市民及び行政が共同で施策等に関する研究を行う場を設けることをいう。)
- (5) 市民との協定による施策等の実施

- (6) 地域において自主的活動を行う市民団体等による施策等の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める手続

さくらちゃん ここでは市民参加

の方法が細かく示されているわね。中には市政懇談会や出前講座、アンケートなど以前から実施されているものもあるわね。このパブリックコメント手続って何かしら？

ブーナンおじいさん

パブリックコメント手続は、計画の策定などの際に趣旨や目的などを市の広報媒体を使って広く周知し、より多くの市民の意見を聞くようにする制度のことじゃよ。

(市民参加の基本的な考え方)

第7条 行政は、施策等の企画立案、決定又は評価の過程において、前条各号に掲げる市民参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められる手続を行い、広く参加できる仕組みを整え、提出された意見を反映するよう努めるものとする。

さくらちゃん

ここでは、行政がさっきの市民参加の方法をどんな風に使い分けるか。その基本をおさえているのね。

(市民参加手続の適用除外)

第8条 行政は、次の各号のいずれかに該当する施策等については、市民参加の手続を行わないことができる。

- (1) 迅速性又は緊急性を要するもの
- (2) 法令又は条例で施策等の実施が定められており、当該法令等の規定の基準により行うもの
- (3) 市税等の賦課徴収、使用料等の徴収に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

ルリルリ

でも、全部の施策に意見を聞かれると、ほく大変ルリ。



さくらちゃん

そうね。種類によっては市民参加の手続きの対象にはならないものもあるわね。例えば、災害時の緊急な対策や他の法律の基準どおりに行わなければならぬものなどは市民参加の手続きを行わないことになるわね。

(協働の推進)

第9条 行政は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。

ブーナンおじいさん

ここからは、もう一つの柱でもある協働についてじゃな。市民参加と協働は切っても切り離せない関係じゃが、いささか言葉の意味が違う

からのお。協働には委託によるもの、支援をするものなどさまざまな形があるんじゃが、それぞれの事業などに一番合ったものを選ぼうということじゃな。

(協働の基本施策)

第10条 行政は、市民との協働が円滑に進むよう、市民と協力し、次に掲げる施策に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 市民が市政に参画することができる機会づくりに関すること。
- (2) 市民が互いに支援することができる仕組みづくりに関すること。
- (3) 情報提供及び情報交換の推進、活動拠点の確保並びに人材開発の環境整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要があると認める事項に関すること。
- 2 行政は、前項の施策を実施するため、行政の組織内における体制を整備するよう努めるものとする。

さくらちゃん

ここでは、行政はいっそう協働が進むように、その機会をつくったり、私たち市民どうしがお互いを理解し、協力できる仕組みを整えてくれるのね。行政と市民の協働と同じように、市民どうしの協力も大切になつてくるわね。

ブーナンおじいさん

そうじゃな。もちろん行政は協働の推進に向け、さまざまな仕組みや機会を作ってくれるんじゃが、それに参画する積極性や責任感が